

C(Z)01-01

宮警本務第2242号

昭和48年8月29日

県本部各部課長  
殿下  
県下各警察署長

宮城県警察本部長

休日勤務手当の支給される日の取扱いについて（通達）

国民の祝日に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理等に関する条例が昭和48年宮城県条例第21号をもって7月7日（宮城県公報号外第28号参照）公布施行され、同条例第4条により職員の給与に関する条例（昭和32年県条例第29号）の一部改正に伴って人事委員会規則7-70（休日勤務手当の支給される日）が制定されたが、その改正要点は次のとおりであるので休日勤務手当の運用に当たっては、遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の要点

- (1) 祝日法の一部改正により国民の祝日が日曜日にあたる時は、月曜日を休日とすることになったので、交替制勤務者の当該祝日における勤務については、休日勤務手当を支給せず月曜日（休日）における勤務に対して休日勤務手当を支給することとなったこと。

ただし、1月1日が日曜日にあたる場合に限って当日における勤務については、休日勤務手当を支給することになった。

- (2) 休日に週休日が割り振られた職員に対しては、週休日の直後の日（当日が休日等にあたる時はその翌日）の勤務に対して新たに休日給が支給さ

れることとなった。

これは、祝日法の改正により交替制以外の職員が年間12日の祝日分が完全に休日となったこととの均衡上交替制勤務職員についても年間12日分の休日勤務手当を支給できるように改められたのである。

- (3) 人事委員会規則7-70の改正内容については、別添資料を参照すること。

(写)

人事委員会は、職員の給与に関する条例に基づき、休日勤務手当の支給される日に関し、次の人事委員会規則を制定する。

昭和48年7月7日

宮城県人事委員会委員長 重村 誠 夫

人事委員会規則7-70

休日勤務手当の支給される日

第1条 給与条例第15条第2項の規則で定める日は、次の各号に定める日とする。

- 1 1月1日(日曜日に当たる場合に限る。)
- 2 国又は県の行事の行なわれる日で人事委員会が指定する日

第2条 給与条例第15条第3項の規則で定める日は、勤務を要しない日に当たる国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日(その日が同条に規定する休日1月2日若しくは同月3日又は前条第2号に規定する日に当たるときは当該休日等の直後の正規の勤務時間を割り振られた日)とする。ただし、職員の正規の勤務時間の割り振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月29日から適用する。

[運用方針]

第1条関係

「1月1日（日曜日に当たる場合に限る。）」は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）の一部改正により、元旦（1月1日）が日曜日に当たる場合には翌日（1月2日）が休日となるため、日曜日以外の日を勤務を要しない日と定められている職員（以下「交替制勤務者等」という。）に対して、この日に休日勤務手当を支給するよう措置されたものである。

区分 \ 日	[祝日] 1月1日（日）	
	交替制勤務者等以外	交替制勤務者等
勤務の要・不要	×	○
休日勤務手当等の支給区分	勤務すれば、時間外勤務手当	休日勤務手当

祝日法の改正により、祝日であっても休日ではない。

規則第1条第1号の規定により休日勤務手当が支給される日となる。

注：×印は勤務を要しない日を、○印は勤務を要する日を示す。  
（以下の表においても同様とする。）

第2条関係

- 1 交替制勤務者等について、休日（祝日法に規定する休日をいう。以下同じ。）が勤務を要しない日に当たるときは、原則として、勤務を要しない日に当たる休日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日が休日勤務手当の支給される日となる。（本文関係）

(例)

日 区分	[祝日] 5月3日(木)	4日(金)	[祝日] 5日(土)	6日(日)
勤務の要・不要	×	○	○	○
休日勤務手当の 支給される日		△	△	
休日勤務手当等 の支給区分	勤務すれば時 間外勤務手当	休日勤務手 当	休日勤務手 当	

注：△印は、休日勤務手当の支給される日を示す。  
(以下の表においても同様とする。)

- 2 休日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日が次の休日に当たるときは、当該休日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日が休日勤務手当の支給される日となる。(括弧書関係)

(例)

日 区分	[祝日] 5月3日(木)	4日(金)	[祝日] 5日(土)	6日(日)
勤務の要・不要	×	×	○	○
休日勤務手当の 支給される日			△	△
休日勤務手当等 の支給区分	勤務すれば時 間外勤務手当	勤務すれば 時間外勤務当	休日勤務手 当	休日勤務手 当

- 3 休日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日が1月2日または同月3日に当たるときは、これらの日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日が休日勤務手当の支給される日となる。(括弧書関係)

(例1)

日 区分	[祝日] 1月1日(火)	[年始] 2日(水)	[年始] 3日(木)	4日(金)
勤務の要・不要	×	○	○	○
休日勤務手当の 支給される日		↓ △	↓ △	→ △
休日勤務手当等 の支給区分	勤務すれば時 間外勤務手当	休日勤務手 当	休日勤務手 当	休日勤務手 当

(例2)

日 区分	[祝日] 1月1日(火)	[年始] 2日(水)	[年始] 3日(木)	4日(金)
勤務の要・不要	×	○	×	○
休日勤務手当の 支給される日		↓ △		→ △
休日勤務手当等 の支給区分	勤務すれば時 間外勤務手当	休日勤務手 当	勤務すれば 時間外勤務 手当	休日勤務手 当

- 4 職員の勤務時間の割振りの事情により、前各項の基準により難しい場合において、任命権者が人事委員会の承認を得て他の日を休日勤務手当の支給される日と定めた場合には、その日となる。(ただし書関係)

なお、職員の勤務を要しない日が3日以上連続して割り振られており、その日に当たる休日が2日ある場合において、当該勤務を要しない日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日を休日勤務手当の支給される日とするほか、当該休日勤務手当の支給される日の直後の正規の勤務時間を割り振られた日をさらに休日勤務手当の支給される日として任命権者が定めた

場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得たものとして取り扱うことができるものとする。

(例)

区 分 \ 日	[祝日] 5月3日(木)	4日(金)	[祝日] 5日(土)	6日(日)	7日(月)
勤務の要・梗	×	×	×	○	○
休日勤務手当の支給される日				▲	◇
休日勤務手当等の支給区分	勤務すれば時間外勤務手当	勤務すれば、時間外勤務手当	勤務すれば、時間外勤務手当	休日勤務手当	休日勤務手当

注：◇印は、休日勤務手当の支給される日について任命権者が▲印を変更して定めた場合を示す。

その他

- 1 1月2日が月曜日に当たる場合の休日勤務手当の支給される日の取扱いについては、当該1月2日は、祝日法の規定による休日としてとらえられる。
- 2 一勤務が2日にまたがる勤務でその1日が休日勤務手当の支給される日に当たるときの休日勤務手当は、休日勤務手当の支給される日に当たる日の勤務に対してのみ支給される。
- 3 交替制勤務者に対する休日勤務手当の支給については、時間外勤務等命令簿の従事事務の内容欄に「○月○日休日分」と記入し、いずれの勤務を要しない日に当たる休日に係る休日勤務手当であるかを明らかにしておくこと。
- 4 第2条関係第4項なお書に規定する場合以外に、規則第2条ただし書の規定により、他の日を休日勤務手当の支給される日とする場合には、任命権者は職員の勤務の割振りの事情が明らかになる資料を添えて事務局長の承認を得ること。